

# 令和6年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

## 第1回 議事録要旨

次 第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 協議事項 久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改正</p> <p>4 報告事項 令和6年度障害者差別相談対応状況について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
開催日時	令和6年11月22日（金）18:30～20:30
開催場所	市庁舎4階401会議室
出席者 （敬称略）	久留米市手をつなぐ育成会、久留米市障害者差別をなくす会4名、久留米市小学校長会、久留米市保育協会、久留米市立久留米特別支援学校、久留米市障害者基幹相談支援センター、久留米市介護福祉サービス事業者協議会、久留米市障害者支援施設協議会、久留米医師会、西鉄バス久留米株式会社、弁護士会筑後支部、久留米人権擁護委員協議会、久留米大学、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、公募委員2名（※団体名のみ記載）
欠席者 （敬称略）	久留米市身体障害者福祉協会、久留米市精神障害者地域家族会、久留米市中学校長会、久留米市私立幼稚園協会、久留米市社会福祉協議会、福岡県料飲業生活衛生組合連合会筑後支部、久留米商工会議所、久留米公共職業安定所、公募委員1名（※団体名のみ記載）
内 容	<p>1. 開会 障害者福祉課長から開会挨拶</p> <p>&lt;事務局&gt; 29名中、20名参加のため会議成立</p> <p>&lt;会長&gt; 傍聴希望者の確認</p> <p>&lt;事務局&gt; 傍聴希望者はなし</p> <p>2. 委嘱状交付 所属団体での異動等に伴い、3名の方が新たに委員委嘱</p>

### 3. 協議事項

#### ○久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改正

<事務局>資料1、資料2を用いて説明

- ・久留米市障害を理由とする差別をなくす条例第17条で条例の目的を達成するために基本方針を定めることを規定。
- ・基本方針には、条例第18条から第24条までに定める基本的な施策等について規定する。
- ・久留米市は障害者差別解消法が施行された平成28年に基本方針を策定しているため、条例の内容を踏まえて改正するもの。
- ・改正案は、国の基本方針の改定内容や第4期久留米市障害者計画も参照して案を作成。

<委員>

- ・条例を制定したときに、身近な相談員として「障害者を含む」としたことに意味があったと思うので、基本方針でもその意図が分かるようにした方がいいのではないかと。

<事務局>

- ・その表現が抜けているのでご指摘のとおり、修正する。

<委員>

- ・分け隔てなくという考え方が散りばめられてはいるが、本当に浸透していくのか不安だ。事業者が分け隔てる方向に進んできている状況もある。分け隔てのない地域共生社会を目指すというのであれば、これまでとは違う、180度方向性を変えるという明確なメッセージが必要ではないかと。

<事務局>

- ・地域共生社会の実現に関しては、地域移行が進んでいない状況や、経営を追求するような障害福祉サービス事業者が存在することも事実としてあり、それらを改善していく必要があると認識している。それを行政主導で進めてもうまくいかない経験もあるなかで、サービス種別ごとにネットワークを構築するような、そういう動きを促すことをしてきている。例えばA型事業所や放課後等デイサービスの会議などがあり、障害者福祉課も関わるようにしているため、研修等により条例の内容について理解を促進していく。また、一般の民間事業者に対しても、商工会議所を通じて研修等を行っていきいたいと考えている。

<委員>

- ・今の事業所が分け隔てる方向でなく共に生きる方向へなっていただければと思う。それと、自立の概念についてもある。職を得て、金を稼いで、そういうことが必要だが、それだけが自立ではないのではないかと。自己決定する、そういう主体性など、お金を稼がなくとも自立しているという概念を広めていく必要がある。西鉄バスに乗ったらとてもよくしてもらったという話はよく聞く。(そうやって配慮を受けながら自立する、の例示として)

<事務局>

- ・自立の考え方はそのとおり。働いてお金を稼ぎ、家や家族を持つことだけが自立では

ない。自分の意思に従い、自己決定に基づいて自分で選択して必要なサービスを必要な分だけ使って生活することを、自立と考えている。

今は省令にも意思決定支援のことが明記されている。これからの時代、自己決定の考え方が重要視されていくと思う。

<会長>

- ・国からは意思決定支援のガイドラインも示されている。

<委員>

- ・一つ目は、障害者の定義に関して、障害者手帳を持っていない人も対象をするというのは、守られる対象を広くみるということなのだろうが、この条例で守られた人が「障害者」となるのではと懸念。障害者を増やしたいわけではない。条例がある事で安心して生活できる、自立していける人が増えるといいと思っている。(要望のみ)

2つ目、この案は障害者福祉課が作ったのか、障害者の意見が入っているのか。

<事務局>

- ・当初の基本方針は、当事者の方も参加して意見を聴きながら策定し、今回の改正は皆さんの意見を反映した条例の内容に基づいたもの。そういう意味では、委員の皆さんや障害者の方の意見を反映したものとなっている。

<委員>

- ・「相互理解の機会等及び情報の提供」の項目に、「障害の有無に関わらず、お互いを理解・尊重し合いながらさまざまな活動に参画していくことが重要」とあるが、活動することに権利があることをどう伝えていくのか。
- ・また、その次の「権利学習の推進」の項目に「出前講座の活用」とあるが、どの程度実績があるのか。

<事務局>

- ・さまざまな場面で、障害者の方が遠慮する必要がないんだということを伝えるプログラムが必要だと感じているが、今はできていない。児童向けのCAPプログラムのような、自分の権利を主張できるようになるプログラムを当事者の方の意見を聞きながら作りたいと考えている。
- ・出前講座の申込みは、福祉事業所が中心で、実績としてはまだ多くない。

<委員>

- ・「身近な相談窓口」の項目に「相談者となる障害者に寄り添い」とあるが、障害者だけではなく、家族も含むと思う。

<事務局>

- ・修正する。

<委員>

- ・障害者の範囲には、要介護者や認知症患者のような高齢者も含むのか。感覚的には、高齢者の世界では、合理的配慮のような考え方が浸透していないように思う。

<事務局>

- ・障害者総合支援法等の法の趣旨による。障害者手帳を所持していなくても障害福祉サ

ービスを受けられている方、難病の方、何らかの障害や症状によって生きづらさを感じているような場合には対象となる。

<委員>

- ・要介護者も対象になるということか。

<事務局>

- ・要介護度がどうかではなく、障害等により生きづらさを感じているような方は合理的配慮の対象となる。

<委員>

- ・権利学習をすれば差別はなくなるのか。また、「教育及び保育の促進」の項目に「教育及び保育の関係者の理解啓発及び専門性の向上を進める」とあるが、障害者関係者側が頑張らないといけないのか。一般市民向けの啓発が進まないと差別はなくなるのではないのか。

<事務局>

- ・「啓発及び理解促進」の項目の基本的な考え方は、市民一人ひとりの認識が重要であるという考えで、啓発事業は地域等を対象としている。
- ・同じ項目の「権利学習の推進」の書きぶりが、障害者自身の権利学習と一般向けの人権啓発と混同しているため、障害者自身の権利学習についての項目として整理しなおす。

<委員>

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」の項目に、「地域における障害を理由とする差別の解消の機運醸成を図り」とあるが、機運醸成というのはこれから新しく始めるという意味合いに感じる。久留米市はこれまで、差別を解消するために取組みを行ってきたのだから、国の基本方針によらず、独自の色を出してもいいのではないのか。

<事務局>

- ・久留米市ではこれまでさまざまな取組みを行ってきた。しかし意識調査等の結果からは、成果が出ていないということも事実であるから、これからますます機運醸成を図る必要があるというのが共通認識であった。国の基本方針の改正に合わせたものではあるが、久留米市として違和感はないものであるため同様に記載している。

<委員>

- ・差別解消が進んでいることをどのようにして評価していくのか。

<事務局>

- ・市民アンケート等を活用して、法や条例の認知度、合理的配慮の意識などを調査し、客観的な評価をしていく必要がある。また、講座、研修の実施回数や、講座等でのアンケート結果も一つの指標となると考えている。

<委員>

- ・高齢者の分野では障害者差別のような考え方が広まっていないように感じるが、なぜなのか。

<事務局>

・障害者の場合、子どもの頃から我慢を強いられたり、隠されたり、当然のように権利制限されてきたという経過があり、本人が差別を受けているという自覚もない状況があり、訴えることができないなどが発端。高齢者の場合は、自分の権利は理解できていて主張できる方も多いためではないだろうか。障害者福祉課としては今その答えは持ち合わせていない。

<委員>

・条例を検討する過程で、誰しもいつか高齢になって障害者になる。障害者になったときに差別をされないようにという意見もあり、条例をつくったと思う。市はそのことをどう捉えているか。

<事務局>

・委員の言われる通りであり、先ほどの説明はそのことを説明したものである。(年齢は関係なく) 障害を持った場合に対象となる。同様の主旨である。

<会長>

・障害者の定義の項目に「社会モデル」の考え方の記載があるが、(障害者権利条約) 対日審査では、「人権モデル」の考え方が出ている。基本方針に盛り込むことはできないか。

<委員>

・もちろん障害者は権利の主体である。さっき権利学習のプログラムについて意見があった。国際的にこれまで弱者がどうやって権利を獲得してきたか、過去から学ぶことも大事ではないか。権利を主張できない者は虐待など権利侵害を受けてきた。それらの運動が参考になるのではないか。

<委員>

・差別や虐待など人権問題については、障害者に限らず、教育の中で学ぶことで少しずつ変わっていったようにも感じる。少しずつなのかもしれないが、徐々に広まっていけばいいと思う。日頃意識しないでも差別が無くなればと思うが、簡単ではない。活動を続けていく。

<会長>

・障害のあるないにかかわらず、人であること、誰しもが持つ共通の権利である。全体的には散りばめられているが、何か表現を入れられないかと思う。

<事務局>

・趣旨は理解し、それに反論もない。ただ条例には人権モデルについて謳っていないので、どのように取り扱うかは、会長と事務局預かりとさせてもらいたい。  
・いただいた意見等を反映した基本方針案を改めて共有したい。

#### 4. 報告事項

##### ○令和6年度障害者差別相談対応状況について

<事務局> 当日配布資料を用いて説明

・例年は年間10件に満たない相談件数。今年度は現時点で相談件数が11件と増えて

いる。

- ・相談分野の内訳（延べ）は、不動産に関するものが4件と最も多く、交通に関するものと行政機関に関するものが3件ずつ、宿泊2件、買い物・日常生活等1件。

<事務局>

- ・条例の効果で相談件数が増えている。相談員等から繋がってくる案件もある。委員の皆様には周知等にご協力いただき、感謝申し上げたい。

<委員>

- ・親子でグループホームを見学に行ったが、対応がよくなかったと聞いた。A型勉強会など就労に関する研修の場はあるが、日中活動など暮らしの場における権利学習も大事だと思う。

<会長>

- ・グループホームはクローズで危険な印象。障害者で儲けようとする事業所もあると聞く。

<事務局>

- ・現在のところグループホームのネットワークがない。対応に問題があるような事業所の情報があれば是非教えてほしい。
- ・3年に1回を目安に職員が運営指導に回っており、計画をきちんと立てているか、研修を行っているかなどを確認している。情報をいただければ、早めに運営指導に入るなど対応を考える。

<会長>

- ・島原市ではグループホームに学生が調査に行くような、第三者の目が入るような仕組みを作っている。

<事務局>

- ・市が実施する場合には公権力の行使になり、法の根拠が必要。島原市がどのように整理したかわからないが、現時点で整理の方法について思いつかない。

<会長>

- ・確かに公権力の行使になる。例えば、育成会が第三者委員会のような評価表を出すなど、何か良いアイデアがあれば。

<委員>

- ・グループホームは計画相談員に時々行ってもらうなどがある。自前の計画相談員の場合もある。クロスさせて外部の目が入るようにする。一番現実的。  
新聞に載る虐待などの事例は氷山の一角。日常茶飯事に行われている。  
その施設などに入っている人は、他にいくところもないから我慢しないと聞かされ続けている。  
長年入院しているような人についても外部からの目が必要だと感じる。

<会長>

- ・また何か一緒に考えられたらと思う。

	<p><b>5. その他</b></p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本日の意見を反映した修正を後日送付する。また預かりとした件は会長と日程調整し協議させてもらいたい。</li></ul> <p><b>6. 閉会</b></p>
--	--

以上